



厚生労働省北海道労働局発表
平成29年6月28日

担当

厚生労働省 北海道労働局
雇用環境・均等部 指導課
課長 八島 寿春
課長補佐 小島 聡
電話 709—2311 (内線 3577)

「働き方改革推進」に向けた説明会の開催 「ハラスメント対応特別相談窓口」設置について

～働き方改革の現状、無期転換ルール、改正育児・介護休業法、ハラスメント防止対策等について、道内7か所で説明会を開催～
～労働局内に「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設～

「働き方改革」については、昨年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定のもと、本年3月には「働き方改革実行計画」が策定されました。

働き方改革は、「最大のチャレンジ」とされていることから、北海道においても働き方改革を推進するため、次の取組を行います。

① 北海道労働局（局長 ^{ひきちむつお} 引地睦夫）は、北海道庁との共催により、「働き方改革推進」に向けた説明会を北海道内主要7地域で開催します。

説明会では、事業主・人事労務担当者や労働者等の皆様に、働き方改革の現状や「働き方改革支援センター」による事業主への支援のほか、有期契約労働者の「無期転換ルール」と、正社員に転換した場合等に支給される「キャリアアップ助成金」、本年10月1日から施行される「改正育児・介護休業法」、さらに妊娠・出産等に関するハラスメント防止についての説明をします。（別添リーフレット参照）

北見	室蘭	釧路	函館	帯広	旭川	札幌①、②	札幌③、④
7月12日 13時30分	7月20日 13時30分	7月27日 13時30分	8月4日 13時30分	8月9日 14時	8月22日 13時30分	8月28日 ① 10時 ② 14時	8月29日 ③ 10時 ④ 14時
北見市民 会館	胆振総合 振興局	生涯学習 センター	サン・リ フレ函館	とかちプ ラザ	上川総合 振興局	札幌第1 合同庁舎	札幌第1 合同庁舎

② 7月3日（月）～8月31日（木）、「ハラスメント対応特別相談窓口」を北海道労働局雇用環境・均等部指導課内に開設します。

相談窓口においては、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を中心に、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど総合的なハラスメント相談対応を行います。労働者の方、使用者の方、いずれのご相談にも対応します。（別添リーフレット参照）

〈参考〉ハラスメント相談状況（北海道労働局資料）

「働き方改革推進」に向けた説明会

～来春から無期労働契約への転換申込みが本格化します～
～10月から育児休業が2歳まで延長されます～



のご案内

「ニッポン一億総活躍プラン」において、「働き方改革」は最大のチャレンジと位置付けられていることから、道内における働き方改革の実行を推進するため、以下についてご理解をいただくための説明会を北海道労働局と北海道庁の共催により、道内7か所で開催します。是非、ご参加いただき、**就業規則等の整備等**必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。

<非正規労働者の処遇改善>

平成30年4月には有期契約労働者からの本格的な無期転換申込みが見込まれることから、**キャリアアップ助成金**の活用による非正規社員の処遇改善を行うなど、**「無期転換ルール」の申込みに向けた検討**が必要です。

<女性活躍の推進>

育児・介護を理由に離職することを防ぐとともに、育児休業や介護休業等を利用しやすい職場環境の整備を促進するため、平成29年3月31日に育児・介護休業法を改正する法律が成立、同日に公布され、**平成29年10月1日**から施行されるため、施行日までに**就業規則の整備**が必要です。

<主催>



北海道労働局(厚生労働省)



北海道

<開催日時>

裏面をご覧ください

<参加費>

無料

<内容>

- ・「働き方改革」及び労働契約法の「無期転換ルール」について
- ・キャリアアップ助成金について
- ・働き方改革支援センターによる支援について

<「働き方改革」の事例紹介>

- ・育児・介護休業法の改正について
- ・ハラスメント防止対策について

これからの働き方を考えましょう!



<申込方法>

・裏面にご記入の上、下記あてFAXによりお申し込みください(**先着順**)。各会場の定員に達し次第、締め切らせていただきます。

・なお、**札幌会場**については**駐車場が利用できません**ので公共交通機関をご利用ください。また、他の会場についても駐車できる台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

<お問い合わせ先>



厚生労働省 北海道労働局雇用環境・均等部 指導課

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

Tel:011-709-2715

FAX:011-709-8786

※送付状なしでこのままお送りください。
 ※番号間違いにご注意ください。



厚生労働省北海道労働局
 雇用環境・均等部 行
 (FAX 011-709-8786)

先着順

<開催日時等>

地域	会場名		所在地	定員	開催日		開催時間
北見	北見市民会館	1号室	北見市常磐町2-1-10	120人	平成29年7月12日	水	13:30~15:30
室蘭	胆振総合振興局	3FA・B会議室	室蘭市海岸町1-4-1 むろらん広域センタービル	150人	平成29年7月20日	木	13:30~15:30
釧路	釧路市生涯学習センター	学習室705・706	釧路市幣舞町4-28	90人	平成29年7月27日	木	13:30~15:30
函館	サン・リフレ函館	大会議室	函館市大森町2-14	100人	平成29年8月4日	金	13:30~15:30
帯広	とがちプラザ	大集会室西	帯広市西4条南13丁目1	100人	平成29年8月9日	水	14:00~16:00
旭川	上川総合振興局	3F講堂	旭川市永山6-19-1-1	100人	平成29年8月22日	火	13:30~15:30
札幌	第1地方合同庁舎	2F講堂	札幌市北区北8条西2丁目1-1	200人	平成29年8月28日	月	10:00~12:00
				200人	平成29年8月28日	月	14:00~16:00
				200人	平成29年8月29日	火	10:00~12:00
				200人	平成29年8月29日	火	14:00~16:00

<申込書>

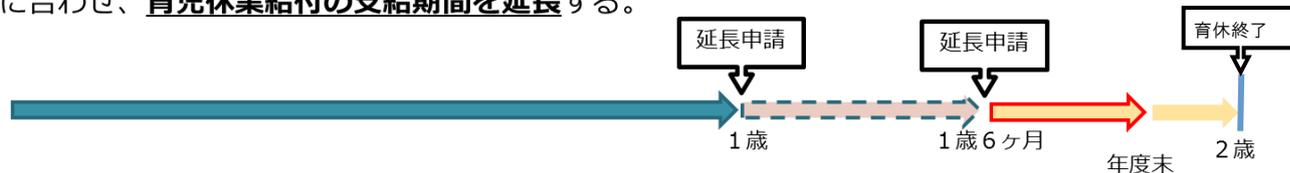
※各会場へご来場の際は、**本紙を受付にご提示**ください。
 ※複数名のご参加は調整させていただく場合があります。

参加希望地域 <small>※参加希望会場に○を付けてください。</small>	ふりがな 企業・団体名	所在地・電話番号	出席者役職・氏名 <small>ふりがな</small>
北見・室蘭・釧路 函館・帯広・旭川 札幌 8/28 午前・午後 札幌 8/29 午前・午後		〒 — TEL — — FAX — —	

※札幌会場は希望する日に○を付けるとともに、希望する時間帯にも○をお付けください。

育児・介護休業法の主な改正内容

- 1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。
- 上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。



ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：平成29年7月3日（月）～平成29年8月31日（木）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら
「他の人を雇うので早めに
辞めてもらうしかない」と
言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」
と何度も言われ、精神的に非
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等
に関するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護
休業等に関するハラスメント
の防止措置は、会社としてな
にをすればよいのだろう。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止*されています。**

相談して
ください！

北海道労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

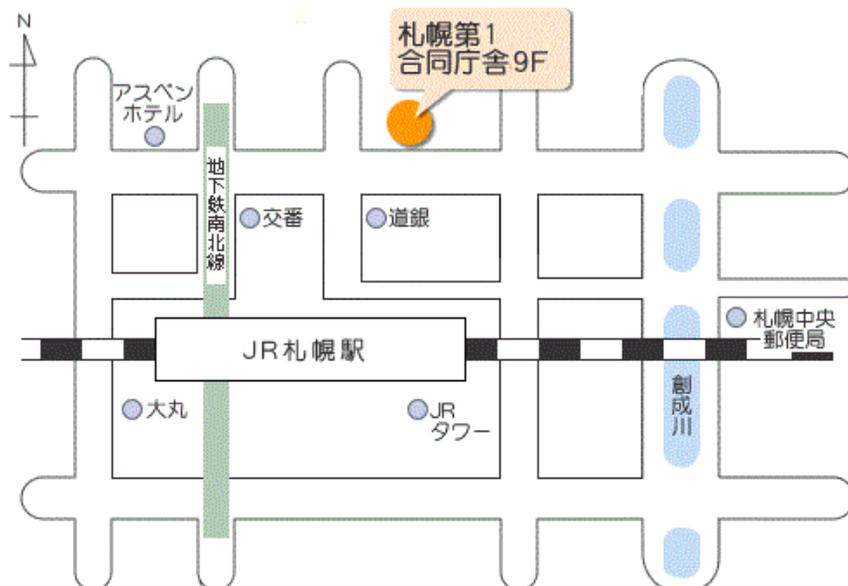
北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課
ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 011-709-2715

住所 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎 9階



ハラスメント相談状況(平成24～28年度)

北海道労働局

1 相談件数

事 項	該当法	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		件数	件数	件数	件数	件数
いじめ・嫌がらせ(パワハラを含む)	なし	1,831	1,992	2,265	2,819	2,381
セクシュアルハラスメント	男女雇用機会均等法	167	166	284	109	156
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	男女雇用機会均等法	78	49	67	98	151
上司・同僚等からの妊娠等ハラスメント	男女雇用機会均等法	/	/	/	/	※ 85
育児休業等を理由とする不利益取扱い	育児・介護休業法	48	54	32	61	212
上司・同僚等からの育児休業等ハラスメント	育児・介護休業法	/	/	/	/	※ 120
介護休業等を理由とする不利益取扱い	育児・介護休業法	1	3	0	1	17
上司・同僚等からの介護休業等ハラスメント	育児・介護休業法	/	/	/	/	※ 35
合 計		2,125	2,264	2,648	3,088	3,157

※ 平成29年1月1日から上司・同僚等によるいわゆるマタハラなどの防止措置が義務化されたことから平成28年度分から別掲としています。

2 ハラスメントの相談事例

(1) パワーハラスメント

上司から、他の職員の前で、必要以上に長時間にわたり繰り返し叱責され、暴言を受けるので、事業主に対し、上司を指導し改善してもらおうよう要請したが、対処してもらえず、精神不調となり自己都合退職を余儀なくされた。会社や行為者に慰謝料を求めることができるのか相談したい。

(2) セクシュアルハラスメント

同僚からセクハラを受けたので、会社に相談したが対処してくれず、行為者が反省していない。会社でセクハラ防止措置が行われていないため、どうしたらよいのか相談したい。

(3) 妊娠・出産・育休等を理由とする不利益取扱い

有期契約で働いているが、妊娠したため上司に報告したところ、次の契約更新はしないと言われた。産休や育休を取得して就業継続したいが、妊娠したことを理由として雇止めをすることに問題がないのか確認したい。